

議案第 89 号 訴えの提起について

収入印紙

10,000 円

訴 状

令和 3 年 月 日

徳島簡易裁判所 御中

原告指定代理人 内藤 雅人

同 建島 寿徳

同 谷本 岳彦

同 千田 ちづる

同 藍沢 隆史

同 森 博史

同 近藤 圭祐

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 中山 俊雄

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒550-

大阪府大阪市

被告 A

貸金返還請求事件

訴訟物の価額 金 938,770 円

貼用印紙額 金 10,000 円

#### 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 1,068,532 円及び別表「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで100円につき1日3銭の割合による金員に対して3分の1を乗じた金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

#### 第2 請求の原因

- 1 原告は、訴外 B（以下「主債務者」という。）に対し、次の約定で住宅新築資金を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。

本件貸付（甲1号証）

- (1) 貸付金額 4,500,000 円

(2) 貸付日 昭和53年3月28日

(3) 利率 年2パーセント

(4) 償還方法 元利均等償還により、昭和53年4月28日を初回とし、以後平成8年3月28日まで毎月末金24,825円ずつ、216回に分割して償還する。ただし、初回の償還金は24,825円とする。

(5) 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ100円につき1日3銭の割合。

2 主債務者は、本件貸付について、平成31年1月7日までに金2,156,604円を弁済し、残元金が2,816,312円、未払いの約定利息が389,284円となった(甲2号証)。

3 主債務者は、令和元年9月8日に死亡し(甲4-21号証)、令和元年9月24日に長男である訴外C及び長女である訴外Dの相続放棄申述が受理された(甲3号証 徳島家庭裁判所 令和元年(家)第3744号、第3745号)。主債務者に配偶者がおらず、直系尊属がすでに死亡しているため、主債務者の兄である訴外E(以下「訴外E」という。)が6分の1、主債務者の兄である訴外F(以下「訴外F」という。)が平成18年6月28日に死亡しているため、代襲相続人となる訴外Fの長男である訴外G(以下「訴外G」という。)が24分の1、訴外Fの二男である訴外H(以下「訴外H」という。)が24分の1、訴外Fの三男である訴外I(以下「訴外I」という。)が24分の1、訴外Fの四男である訴外J(以下「訴外J」という。)が24分の1、主債務者の妹である訴外K(以下「訴外K」という。)が6分の1、主債務者の弟である訴外L(以下「訴外L」という。)が6分の1、主債務者の弟である訴外M(以下「訴外M」という。)が6分の1、主債務者の母である訴外N(以下「母」という。)と前夫との長女である被告が12分の1、母と前夫との長男である訴外O(以下「訴外O」という。)が平成15年2月18日に死亡しているため、代襲相続人となる訴外Oの長男である訴外P(以下「訴外P」という。)が60分の1、訴外Oの二男である訴外Q(以下「訴外Q」という。)が60分の1、訴外Oの三男である訴外R(以下「訴外R」という。)が60分の1、訴外Oの四男である訴外S(以下「訴外S」という。)が60分の1、訴外Oの五男である訴外T(以

下「訴外T」という。)が60分の1の割合でそれぞれ相続人となった(甲4号証)

相続人らについて、令和元年12月4日に訴外Eの相続放棄申述が受理され(甲5号証 徳島家庭裁判所 令和元年(家)第4023号)、令和元年12月11日に訴外Kの相続放棄申述が受理され(甲5号証 徳島家庭裁判所 令和元年(家)第4025号)、令和元年12月18日に訴外Lの相続放棄申述が受理され(甲5号証 徳島家庭裁判所 令和元年(家)第4067号)、令和2年1月23日に訴外Mの相続放棄申述が受理され(甲5号証 徳島家庭裁判所 令和2年(家)第3038号)、令和2年2月12日に訴外G、訴外I及び訴外Jの相続放棄申述が受理され(甲5号証 徳島家庭裁判所 令和2年(家)第3069号、第3070号、第3071号)、令和2年12月14日に訴外P、訴外Q、訴外R、訴外S及び訴外Tの相続放棄申述が受理された(甲6号証 徳島家庭裁判所 令和2年(家)第4059号、第4060号、第4061号、第4062号、第4063号)ため、法定相続により前項記載の債務を訴外Hが3分の2、被告が3分の1の割合でそれぞれ相続した(甲7号証)。

- 4 被告は、第2項記載の残元金及び未払い利息に係る前項記載の相続債務について、現在に至るまで支払いをしていない。
- 5 よって、原告は、被告に対し、本件貸付契約に基づき、請求の趣旨記載の支払いを求める。

### 第3 関連事実

#### 1 主債務者による本件貸付に係る債務の承認及び弁済状況

- (1) 主債務者は、本件貸付について、平成30年1月24日、金1,304円を弁済(甲8号証)、同日、原告に対し、同弁済により残元金が2,871,641円、未払いの約定利息が403,955円となった本件貸付の残債務について(甲9号証)、債務の承認及び納付誓約書(以下「誓約書」という。)を提出のうえ、債務を承認した(甲10号証)。

また、主債務者は、原告に対し、上記誓約書により「平成30年2月以降、年金支給月毎に14,000円ずつ完済するまで納付する」との納付計画に基づき本件貸付の残債務について弁済することを誓約した。

(2) 主債務者は、本件貸付について、前項記載の納付計画に基づき、平成30年2月28日（平成30年2月末日納付期限分）、平成30年5月9日（平成30年4月末日納付期限分）、平成30年9月11日（平成30年6月末日納付期限分）、平成30年10月22日（平成30年8月末日納付期限分）及び平成31年1月7日（平成30年10月末日納付期限分）にそれぞれ金14,000円を弁済し（甲11号証）、残元金が2,816,312円、未払いの約定利息が389,284円となった（甲2号証）。

## 2 相続放棄の申述期間の徒過

- (1) 原告税務課は、被告に対して、令和2年11月18日付け固定資産税納税義務者の届出通知（甲12号証）を送付し、相続代表者届出書の提出を求めたことから、被告は同通知により自己のために相続の開始があったことを知った。
- (2) 被告による相続放棄の申述は、相続放棄の申述期限である令和3年2月18日を経過した同年4月6日に受理された（甲13号証 徳島家庭裁判所 令和3年（家）第3196号）。
- (3) 以上のことから、被告の相続放棄は認められない。

## 別表

	回	元金	違約金起算日
1	73	3,171	昭和59年5月1日
2	74	19,565	昭和59年6月1日
3	75	19,598	昭和59年7月1日
4	76	19,630	昭和59年8月1日
5	77	19,663	昭和59年9月1日
6	78	19,696	昭和59年10月1日
7	79	19,729	昭和59年11月1日
8	80	19,762	昭和59年12月1日
9	81	19,794	昭和60年1月1日
10	82	19,827	昭和60年2月1日
11	83	19,860	昭和60年3月1日
12	84	19,894	昭和60年4月1日
13	85	19,927	昭和60年5月1日
14	86	19,960	昭和60年6月1日
15	87	19,993	昭和60年7月1日
16	88	20,027	昭和60年8月1日
17	89	20,060	昭和60年9月1日
18	90	20,093	昭和60年10月1日
19	91	20,127	昭和60年11月1日
20	92	20,160	昭和60年12月1日
21	93	20,194	昭和61年1月1日
22	94	20,228	昭和61年2月1日
23	95	20,261	昭和61年3月1日
24	96	20,295	昭和61年4月1日
25	97	20,329	昭和61年5月1日
26	98	20,363	昭和61年6月1日
27	99	20,397	昭和61年7月1日
28	100	20,431	昭和61年8月1日
29	101	20,465	昭和61年9月1日
30	102	20,499	昭和61年10月1日
31	103	20,533	昭和61年11月1日
32	104	20,567	昭和61年12月1日
33	105	20,602	昭和62年1月1日
34	106	20,636	昭和62年2月1日
35	107	20,670	昭和62年3月1日
36	108	20,705	昭和62年4月1日
37	109	20,739	昭和62年5月1日
38	110	20,774	昭和62年6月1日
39	111	20,808	昭和62年7月1日
40	112	20,843	昭和62年8月1日
41	113	20,878	昭和62年9月1日
42	114	20,913	昭和62年10月1日
43	115	20,948	昭和62年11月1日
44	116	20,982	昭和62年12月1日
45	117	21,017	昭和63年1月1日
46	118	21,052	昭和63年2月1日
47	119	21,088	昭和63年3月1日
48	120	21,123	昭和63年4月1日
49	121	21,158	昭和63年5月1日
50	122	21,193	昭和63年6月1日
51	123	21,228	昭和63年7月1日

	回	元金	違約金起算日
52	124	21,264	昭和63年8月1日
53	125	21,299	昭和63年9月1日
54	126	21,335	昭和63年10月1日
55	127	21,370	昭和63年11月1日
56	128	21,406	昭和63年12月1日
57	129	21,442	昭和64年1月1日
58	130	21,477	平成1年2月1日
59	131	21,513	平成1年3月1日
60	132	21,549	平成1年4月1日
61	133	21,585	平成1年5月1日
62	134	21,621	平成1年6月1日
63	135	21,657	平成1年7月1日
64	136	21,693	平成1年8月1日
65	137	21,729	平成1年9月1日
66	138	21,765	平成1年10月1日
67	139	21,802	平成1年11月1日
68	140	21,838	平成1年12月1日
69	141	21,874	平成2年1月1日
70	142	21,911	平成2年2月1日
71	143	21,947	平成2年3月1日
72	144	21,984	平成2年4月1日
73	145	22,021	平成2年5月1日
74	146	22,057	平成2年6月1日
75	147	22,094	平成2年7月1日
76	148	22,131	平成2年8月1日
77	149	22,168	平成2年9月1日
78	150	22,205	平成2年10月1日
79	151	22,242	平成2年11月1日
80	152	22,279	平成2年12月1日
81	153	22,316	平成3年1月1日
82	154	22,353	平成3年2月1日
83	155	22,390	平成3年3月1日
84	156	22,428	平成3年4月1日
85	157	22,465	平成3年5月1日
86	158	22,503	平成3年6月1日
87	159	22,540	平成3年7月1日
88	160	22,578	平成3年8月1日
89	161	22,615	平成3年9月1日
90	162	22,653	平成3年10月1日
91	163	22,691	平成3年11月1日
92	164	22,729	平成3年12月1日
93	165	22,766	平成4年1月1日
94	166	22,804	平成4年2月1日
95	167	22,842	平成4年3月1日
96	168	22,880	平成4年4月1日
97	169	22,919	平成4年5月1日
98	170	22,957	平成4年6月1日
99	171	22,995	平成4年7月1日
100	172	23,033	平成4年8月1日
101	173	23,072	平成4年9月1日
102	174	23,110	平成4年10月1日
103	175	23,149	平成4年11月1日
104	176	23,187	平成4年12月1日

	回	元金	違約金起算日
105	177	23,226	平成5年1月1日
106	178	23,265	平成5年2月1日
107	179	23,303	平成5年3月1日
108	180	23,342	平成5年4月1日
109	181	23,381	平成5年5月1日
110	182	23,420	平成5年6月1日
111	183	23,459	平成5年7月1日
112	184	23,498	平成5年8月1日
113	185	23,537	平成5年9月1日
114	186	23,577	平成5年10月1日
115	187	23,616	平成5年11月1日
116	188	23,655	平成5年12月1日
117	189	23,695	平成6年1月1日
118	190	23,734	平成6年2月1日
119	191	23,774	平成6年3月1日
120	192	23,813	平成6年4月1日
121	193	23,853	平成6年5月1日
122	194	23,893	平成6年6月1日
123	195	23,933	平成6年7月1日
124	196	23,973	平成6年8月1日
125	197	24,012	平成6年9月1日
126	198	24,053	平成6年10月1日
127	199	24,093	平成6年11月1日
128	200	24,133	平成6年12月1日
129	201	24,173	平成7年1月1日
130	202	24,213	平成7年2月1日
	合計	2,816,312	



## 証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約並びに抵当権設定契約証書
- 2 甲 2 号証 計算書 1
- 3 甲 3 号証 令和元年 11 月 13 日付け相続放棄等の申述の有無について  
(被相続人 主債務者)
- 4 甲 4-1 号証 相続関係図 1
- 5 甲 4-2 号証 除籍謄本 (戸主 )
- 6 甲 4-3 号証 改製原戸籍謄本 (戸主 )
- 7 甲 4-4 号証 改製原戸籍謄本 (筆頭者 )
- 8 甲 4-5 号証 戸籍全部事項証明書 (筆頭者 )
- 9 甲 4-6 号証 改製原戸籍謄本 (筆頭者 O)
- 10 甲 4-7 号証 戸籍全部事項証明書 (筆頭者 O)
- 11 甲 4-8 号証 戸籍個人事項証明書 (筆頭者 P)
- 12 甲 4-9 号証 改製原戸籍抄本 (筆頭者 Q)
- 13 甲 4-10 号証 戸籍個人事項証明書 (筆頭者 Q)
- 14 甲 4-11 号証 除籍抄本 (筆頭者 R)
- 15 甲 4-12 号証 改製原戸籍謄本 (筆頭者 R)
- 16 甲 4-13 号証 戸籍個人事項証明書 (筆頭者 R)
- 17 甲 4-14 号証 改製原戸籍抄本 (筆頭者 S)
- 18 甲 4-15 号証 戸籍個人事項証明書 (筆頭者 S)
- 19 甲 4-16 号証 除籍謄本 (戸主 )
- 20 甲 4-17 号証 改製原戸籍謄本 (戸主 )
- 21 甲 4-18 号証 改製原戸籍謄本 (戸主 )
- 22 甲 4-19 号証 除籍謄本 (筆頭者 )
- 23 甲 4-20 号証 改製原戸籍謄本 (筆頭者 主債務者)
- 24 甲 4-21 号証 除籍全部事項証明書 (筆頭者 主債務者)
- 25 甲 4-22 号証 戸籍全部事項証明書 (筆頭者 C)
- 26 甲 4-23 号証 改製原戸籍謄本 (筆頭者 )
- 27 甲 4-24 号証 戸籍全部事項証明書 (筆頭者 D)

- 28 甲 4-25 号証 除籍抄本（筆頭者 E）
- 29 甲 4-26 号証 除籍謄本（筆頭者 E）
- 30 甲 4-27 号証 改製原戸籍抄本（筆頭者 E）
- 31 甲 4-28 号証 戸籍個人事項証明書（筆頭者 E）
- 32 甲 4-29 号証 改製原戸籍抄本（筆頭者 ）
- 33 甲 4-30 号証 戸籍個人事項証明書（筆頭者 ）
- 34 甲 4-31 号証 戸籍個人事項証明書（筆頭者 L）
- 35 甲 4-32 号証 除籍抄本（筆頭者 M）
- 36 甲 4-33 号証 改製原戸籍抄本（筆頭者 M）
- 37 甲 4-34 号証 戸籍個人事項証明書（筆頭者 M）
- 38 甲 4-35 号証 除籍謄本（筆頭者 F）
- 39 甲 4-36 号証 改製原戸籍謄本（筆頭者 F）
- 40 甲 4-37 号証 除籍全部事項証明書（筆頭者 F）
- 41 甲 4-38 号証 改製原戸籍抄本（筆頭者 G）
- 42 甲 4-39 号証 戸籍個人事項証明書（筆頭者 G）
- 43 甲 4-40 号証 改製原戸籍抄本（筆頭者 ）
- 44 甲 4-41 号証 戸籍個人事項証明書（筆頭者 ）
- 45 甲 4-42 号証 改製原戸籍抄本（筆頭者 I）
- 46 甲 4-43 号証 戸籍個人事項証明書（筆頭者 I）
- 47 甲 4-44 号証 改製原戸籍謄本（筆頭者 J）
- 48 甲 4-45 号証 戸籍全部事項証明書（筆頭者 J）
- 49 甲 5 号証 令和 2 年 4 月 17 日付け相続放棄等の申述の有無について  
（被相続人 主債務者）
- 50 甲 6 号証 令和 3 年 3 月 30 日付け相続放棄等の申述の有無について  
（被相続人 主債務者）
- 51 甲 7 号証 相続関係図 2
- 52 甲 8 号証 納付済通知書（平成 30 年 1 月 24 日収入印）
- 53 甲 9 号証 計算表 2
- 54 甲 10 号証 平成 30 年 1 月 24 日付け債務の承認及び納付誓約書
- 55 甲 11-1 号証 領収済通知書（平成 30 年 2 月 28 日収入印）

- 56 甲 11-2 号証 領収済通知書 (平成 30 年 5 月 9 日収入印)
- 57 甲 11-3 号証 領収済通知書 (平成 30 年 9 月 11 日収入印)
- 58 甲 11-4 号証 領収済通知書 (平成 30 年 10 月 22 日収入印)
- 59 甲 11-5 号証 領収済通知書 (平成 31 年 1 月 7 日収入印)
- 60 甲 12 号証 令和 3 年 5 月 28 日付け弁護士法第 23 条の 2 に基づく照会申出書  
について (回答)
- 61 甲 13 号証 令和 3 年 4 月 16 日付け相続放棄等の申述の有無について  
(被相続人 主債務者)

#### 付属書類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲号証 (写し) 各 2 通
- 3 証拠説明書 2 通 (正本 1 通 副本 1 通)
- 4 代理人指定書 1 通